

# 税の申告が始まります

税務課市民税係  
久留米税務署

☎72-2111  
☎32-4461



令和5年分確定申告と令和6年度市県民税の申告受付を行います。必要な人は忘れずに申告してください。

## 申告に関するお願い

- 収支内訳書や医療費控除の明細書は、事前に作成してください。
- 確定申告書の控えに受付印は押印されません。
- 生涯学習センターでの所得税の申告は簡易なものに限ります。次の人は、久留米税務署で申告してください。
  - ・ 家や土地を売却した譲渡所得がある人
  - ・ 営業、不動産所得、株式などの譲渡・配当所得がある人
  - ・ 青色申告、住宅ローン控除(1年目)、雑損控除がある人

## 久留米税務署からのお知らせ

- **特設会場の設置期間**  
2月16日(金)～3月15日(金)  
当日会場で整理券を発行します。  
LINEで事前発行もできます。
- **税務署職員によるスマホ申告会**  
**期日** 2月2日(金) ※要申込  
**会場** 生涯学習センター



国税庁HP



## 【市内の申告相談の日程・会場】

- **確定申告(所得税)** ※簡易なもの

市ホームページで会場の  
待ち人数が確認できます



期日※1	会場	対象校区	受付時間
2月16日(金)・20日(火)・21日(水)	生涯学習センター※2	小郡	9時～ 15時半 ※開館は 8時半
2月22日(木)・27日(火)・28日(水)		大原・東野	
2月29日(木)・3月1日(金)・5日(火)		のぞみが丘・三国	
3月6日(水)～8日(金)		立石・御原・味坂	

※1 各期日の初日は混雑が予想されます

※2 問合せは税務課へお願いします(生涯学習センターでは問合せの受付をしておりません)

## マイナンバーカードと スマホで カンタン確定申告!

スマートフォンを使った電子申告がますます便利になりました。ぜひご利用ください。



申告作成コーナー

## ● 市県民税申告

(所得税の確定申告は受付できません。郵送での提出にご協力ください)

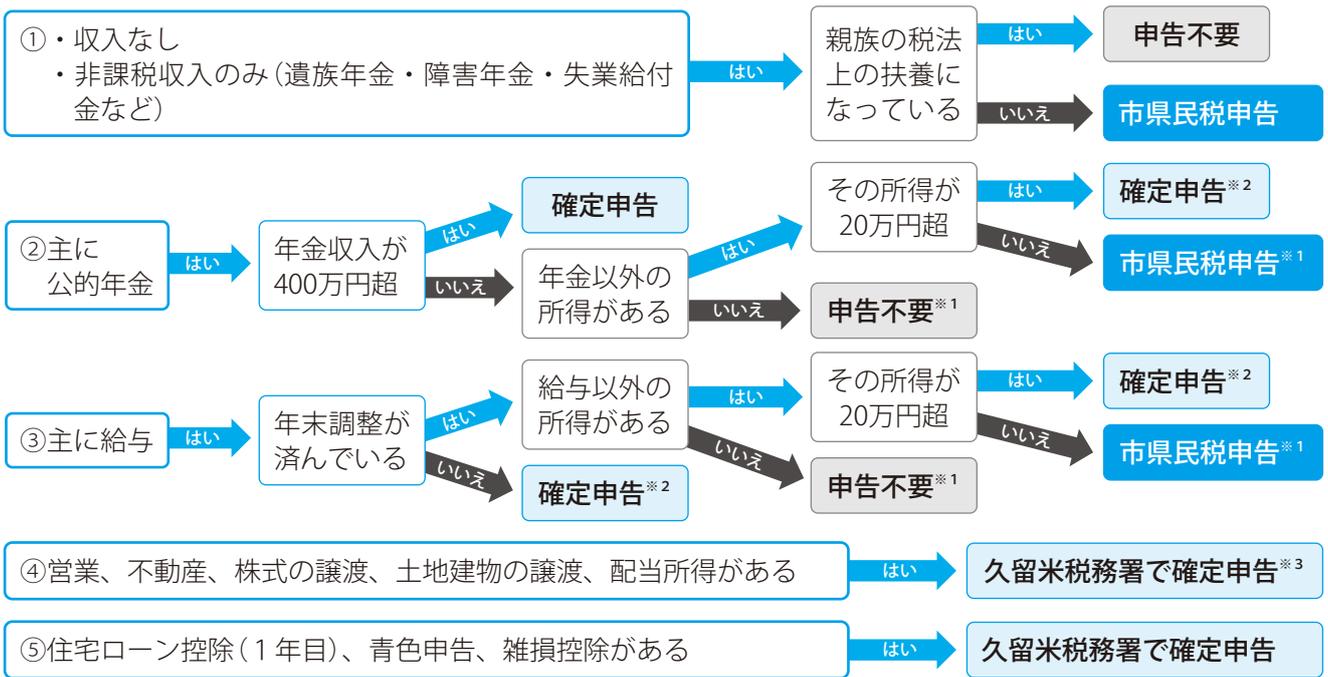
期日	会場	対象地区	
		10時～12時*	13時～15時
1月30日(火)	小郡交流センター	寺福童、今朝丸、開1	東福童、西福童、開2
2月1日(木)	ふれあい館三国	みくに野団地、古賀、美鈴の杜	力武、三沢、あすみ、新島、西島
2月2日(金)		三国が丘1・2、横隈、大保	津古、希みが丘、美鈴が丘
2月5日(月)	緑の里くろつち会館	乙隈、佐野古、松崎、井上、上岩田	花立、今隈、吹上、立石、干潟、下鶴
2月6日(火)	稲穂の里みはら館	古飯、宝城北、二夕	稲吉、下岩田、二森
2月7日(水)	ポピーの里あじさか館	平方、光行、八坂、赤川	上西、宝城南、下西
3月12日(火)～15日(金)	生涯学習センター	全校区(9時から受付開始)	

※各コミュニティセンターでの申告は、**10時から受付開始です**

## 申告のときに必要なもの

- 令和5年中の所得が証明できるもの  
源泉徴収票、給与明細  
収支計算書、現金出納書など
- マイナンバーカード
- 【還付を受ける場合】  
金融機関の口座情報(申告者名義)
- 【各種控除を受ける場合】
  - ・ 生命保険料、地震保険料の支払額証明書
  - ・ 社会保険料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料)の納付証明書、領収書など
  - ・ 寄附金の受領書、領収書、証明書
  - ・ 医療費控除の明細書(事前に作成)、医療保険者の医療費通知

## 申告は必要ですか(当てはまらない人はお問い合わせください)



- ※1 所得税の還付を受けるためには、上の表に関わらず確定申告が必要です。市県民税のみかかる人で、控除分(社会保険料、生命保険料、医療費、扶養など)を申告したい場合は、市県民税申告が必要です
- ※2 所得税がかからない場合は、**申告不要**です
- ※3 ④で所得税がかからない人は**市県民税申告**となります

## 税の社会保険料控除額を確認できます

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、所得税と市・県民税の申告の際、社会保険料控除の対象になります。

社会保険料控除は、申告者が本人または生計を一にする配偶者やその他の親族の社会保険料を納めた場合に適用されます。

**控除対象** 令和5年1月～令和5年12月に納めた保険税(料)

### ①特別徴収(年金から天引き)

公的年金等の源泉徴収票で確認。年金保険者が送付します

源泉徴収票の「社会保険料の額」欄には、年金から天引きされた各保険税(料)の合計が記載されています。確定申告書の「社会保険の種類」の欄には「源泉徴収票のとおり」と記入してください(まとめて記載可)。

※障害年金・遺族年金受給者には、「公的年金等の源泉徴収票」は送付されません。納付額の確認が必要な人は各担当課へお問い合わせください

※年金から天引きされた保険税(料)に還付金がある場合は、源泉徴収票の社会保険料控除の額から、還付済金額を差し引いて申告してください

### ②普通徴収(納付書・口座振替・スマートフォンアプリ)

納付証明書で確認。1月下旬ごろに、市の各担当課が送付します

証明書中の納付額は、納めた保険税(料)に還付金があった場合、還付済金額を差し引いた額を記載しています。

※口座振替は、令和4年度第6期(令和5年1月4日納期分)～令和5年度第5期(令和5年11月30日納期分)が対象です

### ①特別徴収(年金天引き)の場合

特別徴収された本人にのみ適用されます。

### ②普通徴収(納付書・口座振替・スマホアプリ)の場合

保険税(料)を納めた人に適用されます。

### 国民健康保険税

☑ 収納課収納係

### 介護保険料

☑ 長寿支援課介護保険係

### 後期高齢者医療保険料

☑ 国保年金課医療・年金係

☎ 72-2111